

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者の選定結果について

1 公募によらない公の施設に係る指定管理者候補者選定等委員会

令和7年1月15日（水）16時から17時まで

2 施設、指定管理者候補者及び指定期間

資料1のとおり

3 審査結果及び選定理由

資料2のとおり

4 選定委員 6名

委員長	大島伸生（伊勢原市副市長）
副委員長	平野聡司（伊勢原市行政経営担当部長）
委員	大川 要（伊勢原市自治会連合会会長）
委員	大高敏夫（伊勢原市自治会連合会副会長）
委員	山室好正（伊勢原市企画部長）
委員	山田泰生（伊勢原市子ども部長）

5 その他

市議会での議決をもって、指定管理者として正式に指定します。

（事務担当は、企画部経営企画課 電話0463-94-4846）

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者一覧

	施設名称及び所在地		施設の設置目的	指定管理者の候補者	指定期間
	名称	所在地		名称	
1	大原児童館	桜台一丁目31番5号	青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、もっと社会福祉の増進を図るため伊勢原市児童館を設置する。	大原町自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
2	沼目児童館	沼目二丁目3番28号		西沼目自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
3	高森児童館	高森523番地		北高森自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
4	下谷児童館	下谷561番地		下谷自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
5	つきみの児童館	沼目四丁目24番1号		つきみ野自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
6	七五三引児童館	上粕屋790番地のイ		七五三引自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
7	藤野児童館	日向1278番地		藤野自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
8	子易児童館	子易369番地		子易下自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
9	板戸児童館	板戸831番地の9		板戸第三自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者の審査結果一覧

	名称	区分評価				総合評価	選定理由
		利用状況	実施体制	収支等	維持管理		
1	大原児童館	C	C	C	C	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該施設は児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とするほか、地域住民の福祉増進やコミュニティづくりなど地域住民の地域活動の拠点であり、施設の設置目的に沿って、地域の創意工夫により地域の児童の健全育成や様々な地域活動への活用促進を図る観点から、当該自治会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。
2	沼目児童館	C	C	C	C	C	
3	高森児童館	C	C	C	C	C	
4	下谷児童館	C	C	C	C	C	
5	つきみの児童館	C	C	C	C	C	
6	七五三引児童館	C	C	C	C	C	
7	藤野児童館	C	C	C	C	C	
8	子易児童館	C	C	C	C	C	
9	板戸児童館	C	C	B	C	C	

※1 非公募による指定管理者の選定を行う施設の候補者は、現在の指定期間の開始より審査前年度までの実績及び次期指定期間における事業計画等について評価と検証を受けることとされている。

- ・「区分評価」とは、「施設の利用状況」や「管理業務の実施状況」等、個別の項目毎の評価
- ・「総合評価」とは、区分評価(4項目)を元に総合的に判断した評価
- ・区分評価、総合評価の基準は、次のとおり

- 「A」 事業計画又は本市の定める水準の想定を大幅に上回る効果が得られた
「B」 事業計画又は本市の定める水準で想定した以上の効果が得られた
「C」 おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた
「D」 事業計画又は本市の定める水準で想定した効果が得られていない

※2 「通則条例」とは、「伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年9月22日 条例第20号)」をいう。通則条例第5条第1項各号で規定する、公募によらない指定管理者の候補者の選定の条件は、次のとおり。

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。**
- 「第1号」 当該施設において**地域住民による自主的な管理運営を確保する必要がある**とき
「第2号」 当該施設の**設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該施設を管理運営させる必要がある**とき
「第3号」 当該施設の適正な維持管理を確保しつつ、住民に対し効果的にサービスを提供することができるものが特定の団体に限られるとき
「第4号」 公募に対し応募者がいないとき
「第5号」 前条の規定により指定管理者の候補者に選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき
「第6号」 指定管理者の指定を受けた団体が第7条に規定する協定を締結しないとき
「第7号」 指定管理者の指定の期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定する場合で、現に指定管理者として指定されている者の実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の目的を最も効果的に達成できると認められるとき